

# 食中毒の発生について

平成28年4月16日  
京都府健康福祉部  
生活衛生課 TEL:075-414-4759  
京都府山城北保健所  
衛生室 TEL:0774-21-2912

4月13日(水)、山城北保健所が食中毒を疑う患者の発生を探知し、直ちに調査した結果、飲食店が提供した食事を原因とする食中毒と断定し、本日、山城北保健所長が同施設に対する営業停止処分を行いましたのでお知らせします。

## 1 探知の概要

4月13日(水)午後1時00分頃、管内事業所の従業員から山城北保健所に対し、「飲食店を23名で利用したところ、半数が体調不良になっている。」と連絡があった。

## 2 調査結果(本日午後2時現在)

- (1) 初発日時 4月12日(火)午前7時半頃
- (2) 有症者 ・ 2グループ34名中25名(男性25名:21~43歳、女性0名)  
・ 12名が医療機関を受診、入院者は無く、いずれも快方に向かっている。
- (3) 主な症状 発熱、下痢、腹痛
- (4) 病因物質 ノロウイルスGI
- (5) 原因食事 4月10日(日)に飲食店が夕食として提供した食事  
( 主なメニュー 肉入れすぎ豚玉、ごちそうミックス玉、焼きそば、桜ユッケ  
生牡蠣バター醤油焼き 等 )

## 3 原因施設

- (1) 屋号 お好み焼・鉄板焼 きん太 総本店 (飲食店営業)
- (2) 所在地 久世郡久御山町林八幡講11-1
- (3) 営業者 株式会社テイル (代表取締役 かねはら やすかず  
金原 泰一)

## 4 原因施設の特定期理由

- (1) 有症者の共通食事は、当該飲食店が提供した食事のみである。
- (2) 有症者の発症状況が類似しており、有症者12名及び従事者1名からノロウイルスGIが検出された。
- (3) 有症者の症状と、ノロウイルスによる食中毒症状が類似している。
- (4) 患者を診察した医師から食中毒の届出があった。

## 5 山城北保健所の対応

- (1) 原因施設の立入調査(調理従事者の検便検査、衛生指導、施設の清掃・消毒の指示等)
- (2) 喫食者の調査(発症状況調査、喫食状況調査、検便等)
- (3) 食品衛生法第55条第1項の規定による営業停止処分  
(4月16日から4月18日までの3日間)

**【報道機関の皆様へ】**

ノロウイルスによる食中毒の発生を防止するため、下記注意事項の啓発に御協力をお願いします。

- 1 調理前、食事前、用便後は、石けんを使い十分に手を洗いましょう。
- 2 ノロウイルスは感染力が強く、患者の吐物、下痢便からも感染することがあります。  
トイレ清掃や吐物の処理の際は必ずゴム手袋、マスクなどを着用の上、次亜塩素酸を用いて消毒の上、よく換気をしましょう。
- 3 食品は十分加熱（85℃90秒以上）しましょう。
- 4 下痢、嘔吐などの消化器症状がある場合は、調理業務を控えましょう。

